

議会運営委員会会議録

(閉会中 令和5年 2月28日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（閉会中）

本日の会議 令和5年 2月28日
招集場所 長与町議会会議室

出席委員

委 員 長	岩 永 政 則	副 委 員 長	浦 川 圭 一
委 員	金 子 恵	委 員	堤 理 志
委 員	河 野 龍 二		

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	山 口 憲一郎	副 議 長	西 岡 克 之
-----	---------	-------	---------

職務のため出席した者

議会事務局長	青 田 浩 二	議事課長	福 本 美也子
係 長	江 口 美和子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一	副 町 長	鈴 木 典 秀
教 育 長	金 崎 良 一	総 務 部 長	日 名 子 達 也
企画財政部長	森 川 寛 子	建設産業部長	山 口 新 吾
住民福祉部長	栗 山 浩 二	健康保険部長	富 永 正 彦
水 道 局 長	田 中 一 之	教 育 次 長	山 本 昭 彦
総 務 課 長	村 田 ゆかり		

本日の委員会に付した案件

- (1) 令和5年第1回長与町議会定例会について
- (2) その他

開会 9時28分

閉会 12時47分

○委員長（岩永政則委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので本日の議会運営委員会を開会いたします。

3月7日招集の第1回定例会の運営につきまして、会議次第により会議を進めますので、ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。はじめに議長のあいさつをお願いします。

山口議長。

○議長（山口憲一郎議員）

皆さんおはようございます。私たち議員にとっては多分これが最後の議運、そしてまた定例会になるかと思います。4年間町長はじめ教育長、そして今日ここにお見えの部長方と共にいろいろな課題について、いろいろ解決をしていろいろなことがありましたけども、本当に感謝申し上げる次第でございます。最後の定例会でございますのでいつも真剣にやっておりますけども、さらに緊張をしながら推し進めてまいりたいと思います。それからまだちょっと早うございますけども、今回退職をされる部長方もおられるかと思いますけども、本当に長い間お疲れさまでした。まだ1ヶ月ぐらいありますので、まだ緊張を解かず精いっぱい頑張っていただければと思っております。簡単でございますけどもあいさつに代えさせていただきます。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして町長のごあいさつをお願いいたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

皆さんおはようございます。もう日中は寒さも緩んで梅の蕾もほころびようというような季節になってまいりました。そしてまた新型コロナウイルスの感染状況もようやくなんだか落ち着いてきたかなというふうな感じがしております。しかしながらこの季節は特に花粉症が今から出ますので、ぜひ皆さん方におかれましては、引き続き体調管理には十分ご注意をお願いしたいと思っております。本日は大変ご多忙の中、第1回定例会に係ります議会運営委員会を開催していただきました。誠にありがとうございます。今日はどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは令和5年第1回長与議会定例会についてを議題といたします。

提出予定議案等につきまして、町長より概要の説明を求めます。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

それでは今回の定例会では報告が3件ございます。そして議案2件ということで用意しております。提案内容につきましてはこの後所管の部長から説明させますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（岩永政則委員）

それでは関係部課の説明を求めます。

はじめに総務関係で、日名子総務部長。

○総務部長（日名子達也君）

おはようございます。総務部では議案3件でございます。議案番号の最後の3つでございまして、議案第21号から23号までの人権擁護委員の推薦につきましては、本年6月末日をもちまして任期が満了することに伴いまして推薦を行うものでございます。人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見をお願いするものでございます。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

次に企画財政部関係につきまして、森川企画財政部長。

○企画財政部長（森川寛子君）

皆さまおはようございます。それでは企画財政部所管の提出議案についてご説明を申し上げます。件数は2件となっております。まず議案第7号令和4年度長与町一般会計補正予算（第9号）です。これは既定の予算の総額から歳入歳出それぞれ8億1,808万円を減額し、補正後の予算の総額を143億1,071万1,000円とするものです。補正の主な内容といたしましては、令和4年度の各種事業の実績や決算見込みによる減額や国の令和4年度補正予算による補助事業費の内示による橋梁維持補修工事費や西高田線街路整備工事費などを計上いたしております。次に議案第14号令和5年度長与町一般会計予算です。当初予算の総額は、歳入歳出それぞれ144億5,788万7,000円で、令和4年度当初予算と比較すると率にして約3.1%、金額では4億3,255万4,000円の増額となっております。予算の内容につきましては、ここではごく一部となりますが、新規事業として子どもの医療費助成を高校生世代まで拡大、省エネルギー一型家電購入事業補助金、DXの推進としてLINE窓口の導入、学校給食の公会計化などです。継続事業としましては、図書館等複合施設整備事業に係るものや休日の中学校部活動の地域移行に係る経費などさまざまな経費を計上いたしております。以上、よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、住民福祉部関係につきまして、栗山住民福祉部長。

○住民福祉部長（栗山浩二君）

皆さんおはようございます。それでは住民福祉部所管の議案4件について提案理由をご説明させていただきます。はじめに議案第2号長与町福祉医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例につきまして、長崎県の補助事業として福祉医療費助成事業が令和5年4月1日より行われることを受け、町が定める条例においても福祉医療費の助成対象の年齢を高校生世代へ拡大するため、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第3号長与町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定め

る条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正及び子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法令の整備に関する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第4号長与町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に準拠し、所要の改正を行うものでございます。次に、議案第5号長与町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に準拠し、所要の改正を行うものでございます。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、健康保険部関係につきまして、富永健康保険部長。

○健康保険部長（富永正彦君）

皆さんおはようございます。健康保険部からは議案7本でございます。まずははじめに、議案第6号長与町国民健康保険条例の一部を改正する条例でございます。皆さま報道等でご承知と思いますけども、出産育児一時金の額を引き上げる健康保険法施行令等の一部を改正する政令が施行されるということでございましたので、長与町国民健康保険条例の一部を改正し、出産育児一時金の金額の額を引き上げるものでございます。続きまして議案第8号令和4年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）でございます。こちらの既定の予算総額に歳入歳出それぞれ5,379万6,000円を追加し、補正後の予算総額を42億8,457万3,000円とするものでございます。続きまして、議案第9号令和4年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。既定の予算総額から歳入歳出それぞれ233万1,000円を減額し、補正後の予算総額を6億956万2,000円とするものでございます。続きまして、議案第10号令和4年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）です。既定の保険事業勘定の予算総額に歳入歳出それぞれ450万8,000円を追加し、補正後の予算総額を31億7,260万3,000円とし、また既定の介護サービス事業勘定の予算総額から歳入歳出それぞれ17万8,000円を減額し、補正後の予算総額を3,302万8,000円とするものでございます。続きまして、議案第15号令和5年度長与町国民健康保険特別会計予算でございます。予算総額を41億2,443万8,000円とするもので、対前年度比約0.1%、309万9,000円の増となっております。続きまして、議案第16号令和5年度長与町後期高齢者医療特別会計予算でございます。予算総額を6億3,024万8,000円とするもので、対前年度比約3.3%、1,999万4,000円の増となっております。続きまして、議案第17号令和5年度長与町介護保険特別会計予算でございます。保険事業勘定の予算総額を28億9,300万7,000円とするもので、対前年度比約1.0%、2,893万円の減、また介護サービス事業勘定の予算総額を2,779万8,000円とし、対前年度比約11.8%、371万4,000円の減となっております。

以上7本でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、建設産業部関係につきまして、山口建設産業部長。

○建設産業部長（山口新吾君）

皆さまおはようございます。建設産業部では報告3件、議案2件を予定をいたしております。それではまず報告1定林橋側道橋上部工工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてでございますけれども、本工事の請負契約につきまして、契約金額を5,597万9,000円から6,056万7,100円に変更するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして令和5年2月21日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして報告するものでございます。なお、変更の概要につきましては、側道橋の材料である鉄の価格が著しく高騰したことから増額変更するものでございます。次に、報告2町道長与中央線舗装修繕工事請負契約の変更に係る専決処分の報告についてでございますが、本工事の請負契約につきまして契約金額を6,962万2,300円から7,287万1,700円に変更するため、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして令和5年2月21日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。なお、変更の概要につきましては現地精査の結果、舗装の損傷範囲が広がっていたことから増額変更するものでございます。次に報告3和解及び損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告についてでございますが、地方自治法第180条第1項の規定に基づきまして物損事故に伴う和解を行い、損害賠償の額を10万1,332円と定めることにつきまして令和5年2月7日に専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定によりまして報告するものでございます。次に、議案第11号令和4年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の予算総額12億2,513万8,000円は変更をせず、歳入予算の財源の組み替えを行うものでございます。最後に、議案第18号令和5年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計予算につきましては、予算総額を10億9,081万7,000円とし事業の進捗を図っていくものでございまして、対前年度比約11%、1億3,432万1,000円の減となっております。以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（岩永政則委員）

続きまして、水道局関係につきまして、田中水道局長。

○水道局長（田中一之君）

皆さまおはようございます。水道局所管では議案4件を上程しておりますので、ご説明申し上げます。それでは、議案第12号令和4年度長与町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。既定予算の水道事業費用を1,400万円増額し、補正後の費用総額を7億4,778万円とするものです。これは電気料金の高騰に伴う長与町浄水場運転管理業務委託料の増額によるものでございます。次に、議案第13号令和

4年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。既定予算の下水道事業費用を1,250万円増額し、補正後の費用総額を9億4,714万円とするものです。これも水道事業と同様に電気料金の高騰に伴う、長与町の下水道施設維持管理業務委託料の増額によるものでございます。次に、議案第19号令和5年度長与町水道事業会計予算についてご説明いたします。当初予算の収益的収入及び支出の予定額といたしまして収入7億9,793万4,000円、支出7億3,434万8,000円、また、資本的収入及び支出の予定額として収入5億3,997万8,000円、支出6億9,528万2,000円とするものでございます。最後に、議案第20号令和5年度長与町下水道事業会計予算についてご説明いたします。当初予算の収益的収入及び支出の予定額といたしまして、収入9億9,605万3,000円、支出9億3,736万7,000円、また、資本的収入及び支出の予定額といたしまして、収入3億4,238万6,000円、支出5億9,997万5,000円とするものです。以上水道局所管4議案につきまして、ご審議の方をお願いするものでございます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

以上で予定議案等についての関係につきましては終了いたします。次に、一般質問の通告ならびに請願等につきまして説明をさせます。

青田事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

一般質問につきましては、通告者11名、質問件数23件となっております。通告者および質問項目はお手元に配布のとおりであります。請願はありません。陳情は3件あり、参考配布を予定しております。写しをお手元に配布しております。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

それでは、一般質問関係を終わりまして、続いて委員会への付託先についてお諮りをいたします。総務厚生常任委員会に付託するものは議案第2号から議案第6号、議案第8号から議案第10号、議案第15号から議案第17号、産業文教常任委員会に付託するものは議案第11号から議案第13号、議案第18号から議案第20号、それから議案第7号および議案第14号につきましては分割付託といたします。それから議案第21号から議案第23号につきましては本会議即決といたします。以上委員会への付託などにつきましては、ただ今のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって委員会への付託などにつきましては、ただ今のとおり決定をいたしました。

会期日程案につきまして説明をさせます。

青田議会事務局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

3月7日火曜日から3月23日木曜日までの17日間で、7日火曜日、議長報告、行

政報告、施政方針説明、報告事項、議案上程、提案理由説明まで。その後全員協議会、8日水曜日、9日木曜日、一般質問。10日金曜日、一般質問、議案審議、質疑付託または即決。11日土曜日、12日日曜日、休会。13日月曜日から17日金曜日まで付託案件審査。18日土曜日、19日日曜日、休会。20日月曜日、付託案件審査予備日。21日火曜日、祝日のため休会。22日水曜日、付託案件審査予備日、委員長報告取りまとめ。23日木曜日、委員長報告、採決。以上でございます。

○委員長（岩永政則委員）

ありがとうございました。お諮りをいたします。会期日程案につきましては、ただ今の説明のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、第1回定例会の会期日程につきましては、以上のとおり決定をいたしました。

皆さんから何かありませんか。

ないようございますので、以上をもちまして令和5年第1回長与町議会定例会についてを終了をいたします。執行部の方、お疲れさまでした。ご退席を願います。ありがとうございました。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

その他についてに入りますが、まず1点目に確認をしたいことがございます。議会のコロナ感染対策についてを議題といたします。

はじめに、現在行っています感染対策につきまして、事務局長して説明をさせますのでよろしくお願ひいたします。

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

今、長与町議会の方でとっている感染対策ということで、まずマスクの着用、パーテーションの設置、こちら本会議と委員会、議事堂の扉の開放、発言したときの答弁席、質問席のマイク等の消毒、執行部の出席は三役、部局長および関係局長ということで、議案の上程最終日の採決については三役と関係部局長、そして、議案審議と一般質問につきましては三役と部局長と関係課長ということにしております。あと傍聴者の自粛、委員会管理上の審査として全協室は総務厚生、第1委員会室を産業文教の審査会場として使用しております。あと各議員の体温測定記録と、あと手指消毒の方をちょっと入れておりませんので、そちらの方を入れてもらいたいと思います。ちょっと近隣の方を聞いたんですけども、長崎市、時津町については、ともに感染対策というものは3月議会までは従来どおりとするということで話を聞いております。私の方からは以上です。

○委員長（岩永政則委員）

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

事務局長の方から今、長崎市と時津の状況を教えていただきましたけども、私の方も先日、長崎県の会議がありまして、各議長さま方にどのようにしますかということで問い合わせをしましたところ、まだ特別そういう話も出てないということで、議会前の議運でどうなるか分かりませんけれども、そのときの話としてはそのままじゃないかなと、そのままで3月議会まで行こうという方が多かったようでございます。一応報告をしておきます。

○委員長（岩永政則委員）

ただ今説明が終わりましたけども、ここに書いて今説明がありましたようなことで現在まで長与町におきましても感染対策を施してきたわけなんですが、要は今後どうするのかと、次回3月議会をどうしましょうということを協議をしたいというふうに考えているところです。全国的には2月11日の新聞にも詳しく載っておりまして、マスクの着用は個人判断に委ねていくようなこととか、5月8日から5類に移行するとかいろいろ情報も流れていますけども、まだまだ現在も長崎県におきましても、昨日は47人でしたかね。非常に減ってきたということで、先週の月曜と比べますとどんどん減っているということなんですが、まだまだ予断を許さないというような状況であるということが報道としてもなされているようでございますが、どうでしょうか皆さん。ご意見、今後どうしていこうかということにつきまして、皆さん方のご意見を伺いたいと思います。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

減少傾向にあるし緩和の動きも一部にはあるけれども、時津、長崎市については現状どおりで3月議会もいくという説明、私もちよつと今ちょうどもう境目にあるかなと思うんですが、ただ、今インフルも同時に流行の状況もあるということで、何か議会が発生元になるだけはどうしても避けたいなという気持ちがあるので、今しばし辛抱して現状でいった方がいいのかなと、ちょうど境目なので用心する方でちょっと頑張っていった方がいいような気がするなというのは私の意見です。

○委員長（岩永政則委員）

現行どおりがいいんじゃないかというようなことです。他の方もそういう意見でしょうか。他にご意見がないようでございますが、そう変わらないような感じもするわけですが、現在もコロナも発生をしているというのは事実であります。それから先ほど堤委員も言われましたが、事務局からも説明ありましたように近隣市町も従来どおりというようなこともあるということもあるようでございますから、ちょっと申し上げますが本町議会においても現状どおりの対応とすることと、本町議会においても現状どおりの

対応とすること。これは青田局長が説明した別紙ですね。そのことを指しております。そのような対応をしたいというふうに思いますが、異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それではそのようにさせていただきたいと思います。異議ないようでございます。

それからこれも3月7日の全員協議会に報告をする必要があろうというふうに思いますが、前もってはちょっとできませんので、3月7日の報告の中に事務局は入れていただくように事務方の整理をお願いをしたいと思います。それから次に、一人一役の件について議会運営委員会における決定事項についての報告ということを議題としたいというふうに思いますが、先般の議運で協議を再々の文書等も意見あたりを頂いて、その検討の結果を事務局でまとめておりますので、確認をですね、これでいいのかですね、足らなければ追加をするとか、そういうことでこれを議題といたします。局長からその内容につきまして説明をさせます。

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

前回の一人一役の選任ということで全員協議会で報告して質疑というか、質問があつた分についての対応ということで、まず①議会運営委員会委員の選任について。議会広報広聴常任委員長および議会広報広聴常任委員会から1人ずつ議会運営委員会へ選任する提案については、賛否あり全会一致の結論には至らなかった。賛成意見として議会広報広聴常任委員会から選任して議論に参加すべきとの意見があるので、検討の余地があり意見を聞くべきである。反対意見として、議会運営委員会、議会広報広聴常任委員会のそれぞれが専門性を発揮すること。議会広報広聴常任委員会は、総務厚生常任委員会、産業文教常任委員会から選任されているので、議会広報広聴常任委員会から選任しなくても支障はない。議会広報広聴常任委員会全体としての意見ではなかつた。必要により来期の議会広報広聴常任委員会で意思統一を図つたらよいのではないかなどの意見があり、議会運営委員会委員の選任については、現状の選任方法とする。②こちらの方、一人一役には関係なかったんですけれども、こういった質問が出て前回の議会運営委員会の協議をされた結果として、一般会計予算決算の分割付託の総括と検証について、分割付託の検証と総括はすることとしてはいない。分割付託の違法性については過去の議会運営委員会でも十分に議論をしてきて、他の議会の事例も研究してきたのでクリアしていると考える。他の議員からは見直しなどの意見は出ていないなどの意見があり、一般会計予算決算の審査については、現行のとおり所管する委員会に分割付託して審査するということを報告したいと考えております。以上で説明を終わります。

○委員長（岩永政則委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議会運営委員会委員の選任についての反対意見の2つ目ですね。文章の表現がちょっ

と分かりづらいというか、今聞いててこうしたらどうかなというところも含めてですけど、ここで言っているのは議会広報広聴常任委員会がそれぞれの常任委員会から選出されてるから、議会運営委員会からの選出はしなくても支障はないと言ってるんですよね。だから前段の「議会運営委員と議会広報広聴委員は」とした方がどうかなと思うんですよね。それぞれ各常任委員会から選任にされてるので議会広報広聴常任委員会から選任しなくても支障はないという表現にしたらどうかなと。このままだと委員会は、そうですね、一緒のことなんんですけど、議会運営委員というのも入れた方が、あと、会というか委員はとした方がいいんじゃないかなとちょっと思ったんですね。検討してみてください。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

議会運営における決定事項についての報告についての一人一役の件で意見が出ておりましたが、それについていろいろ協議をし、再度また本日見直しを行った結果、賛成意見と反対意見が、この①の議会運営委員会の委員の選任についての中で賛成意見と反対意見がありますが、賛成意見はそのままですね。反対意見については今から読むことを正解としたいと思います。反対意見の一番上の丸、議会運営委員会、議会広報広聴常任委員会、それぞれが専門性を発揮すること。これはそのまま残すということです。そのまままとること。その下に追加として1個入れますが、それを今から私が申し上げます。議会運営委員会および議会広報広聴常任委員会のいずれかに所属した委員は、それぞれの委員会の職務に専念すること。いいですか。間違いないですか。専念すべきである。もう1回言います。ここは正解とします。議会運営委員会および議会広報広聴常任委員会のいずれかに所属した委員は、それぞれの委員会の職務に専念すべきである。これをこの反対意見の中に追加をし、以降についてはそのままとするということでございます。それから②一般会計予算決算の分割付託の総括と検証についての件の一番上の丸、分割付託の検証等総括はすることはしていないを、分割付託の検証と総括は現状ではしていないが、今後必要により検討をする。以下、下の2つの丸ならびに一番下の2行についても削除する。以上で決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。それではそのように事務方の方は整理をお願いをしたいと思います。それと参考に申し上げておきますが、こうなりますと、一人一役の考え方は1月30日全協で配布したとおりの一人一役の表で配布したとおりで、なお一人一役の表につきましては、12月6日付の全協で配布した表が最終決定のものとなるということをあえてここで議事録に残しておきたいと思います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

一人一役の別表の上段の別表、総務厚生常任委員会および産業文教常任委員会で選任するものの一覧表の中の枠外に、以上のようなことを追加をするということをしたいと思います。議会運営委員会・広報広聴常任委員会委員については、いずれかに所属すること。なお文章の表現等については事務局で再度検討して、趣旨を逸脱しないような形で事務局長に一任をしたいというふうに思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように決定をさせていただきます。

ここで2、3報告をさせていただきたいと思いますけども、1つは議員で表彰を受ける人が何人かいらっしゃるそうなんです。その伝達の方法についてちょっと意見も聞きたいなということで、案は事務局から説明をいたしますけども、もう1つは写真撮影をどうするのかということで時間的なもの等について報告をしておきたいと思います。

事務局長。まず表彰のことからですね。

○議会事務局長（青田浩二君）

今回、全国町村議長会の方で河野議員とあと吉岡議員が27年表彰、岩永議員が15年表彰、そして、県の表彰で岩永議員が14年表彰、あと吉岡議員が27年表彰ということになっております。15年表彰で西岡副議長も対象にはなってたんですけども、そちらの方は党の方針ということで辞退をされております。その表彰についてまだ連絡は取っていないんですけども、できれば吉岡議員の奥様にも代理授与として来ていただきたいなということは考えております。事務局の案としては、開会初日の開会をする前の時間か、もう議案の上程が終わったあと、終わってしまってから表彰の伝達は考えているんですけども、吉岡議員の奥さまに時間をはっきりさせたいと思うので、できれば本会議が始まる10分から15分ぐらい前に来ていただいて、もちろん議員の皆さまにも来ていただいて、そこで本会議場で伝達をするのはどうかなとは考えております。さっき富永前局長に聞いたところ、その表彰については、議場でもこの全協の場でもどちらでもしたことがあるということを一応申し添えておきます。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

今局長から表彰の伝達について説明がありました。1つの案は朝一3月7日の本会議の開会の9時半、開会の前にやった方がいいんじゃないかというのが1つの案と、議

案提案後、町長の議案提案がありますのでそう長くはなくして終わりますので、後は全協に入りますので、その間に本会議場でどうかということなんですけども、皆さんどうですか。私の記憶では、本会議場でやった記憶は私は持っておりません。竹中委員が二十何年かの5、6年前でしたが、ここでしたんじやなかったかなと。こう出てきて、そういうふうにも思っておりますが。

議長。

○議長（山口憲一郎議員）

私も15年のとき竹中議員と本会議場で頂いた記憶があります。それでできればせっかく河野議員、吉岡議員、27年という素晴らしい功績もありますし、岩永議員も15年ということありますので、できれば私としては議場でできればなという気持ちでおりますが、皆さんの意見にそれは合わせたいと思いますけども、私の気持ちはそういうことでございます。

○委員長（岩永政則委員）

議長から参考に意見がありましたけども、何かありませんか。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

議長や事務局長のやっぱり考えも尊重するということも1つと、それから吉岡議員におかれでは任期の半ばで心ならずもっていうことであったこと。それから奥さまに来ていただくという、その時間的なことなんかも考えればもうやはりそれを配慮して、もう先に行う。そしてやっぱり一定そういう事情もあるので、本会議場でやっぱり、一定の厳かな雰囲気の中でみんなで表彰というふうな形の方がいいのかなというふうに思いました。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

堤委員の意見は議長、事務局の意見を尊重して賛同したいということのようでしたけど、他に。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

その議場ですることで別にどこでしようが私は反対はしませんけども、本会議の会期中に9時半からということは決まってますよね、議事の進行が。その時間内にできるんですか。9時半前ということになるんですね。分かりました。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

表彰伝達の件について、3月7日の初日の本会議の前、7日9時10分から議場にて

議員のみの出席の下に行うということで決定したいと思います。いいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それではそのように決定されました。

次に写真撮影について協議をいただきたいと思いますが。

青田局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

4年最後に例年というか、毎回その皆さんで記念写真の撮影をされているみたいなんですけれども、今回もそちらの方をしたいと思いますけれども、ちょっと事務局の案としては、こちらの方もカメラ屋を呼ばないといけないので、3月13日の委員会が始まる前に本会議場で撮影をどうかなということで考えてますけれども、それこそ9時とか9時15分ですね。9時半から委員会が始まりますんで、どうかなと思いますけれども。

○委員長（岩永政則委員）

いいですか。今3月13日の月曜日です。できれば朝から委員会が始まる前にということなんですが、もう撮らない、撮らなくてもいいんじゃないという人はおられませんか。撮った方がいいですね。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

記念として残してもらって構いません、そこは。いや私はその日にちのことでもちょっとそれは今からですね。写真を撮るか、撮らないかという判断ですよね。今から日程の件ですね。撮っていいんじゃないかなというふうに思います。ただどうやって撮るんですか。いつもは登壇する前に並んで撮ってるんですよね。座って全体を撮るっていうわけではないですね。そこはちょっと確認させていただければと思います。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

(暫時休憩)

○委員長（岩永政則委員）

それでは休憩前に引き続き委員会を行います。

写真撮影の件については3月13日月曜日、9時から議場にて記念撮影を行うということで異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。そのように決定をさせていただきます。

あと事務局の方でそつのないようによろしくお願いをしたいと思います。何か皆さん方からありませんか。いいですか。

今期の議会が7日から始まりますけれども、途中で議案等が緊急出ればまた議会運営委員会を開催をしたいというふうに思いますけども、なければこれで終わりになります

けれども、この2年間拙い委員長で迷惑かけた点が多々あろうというふうに思いますけれども、反省もいたしておりますけども、皆さん方の協力を頂いて何とか円満に笑いながら開催ができたことについて心からお礼と感謝を申し上げたいというふうに思います。ありがとうございました。特に議長におかれましてはいろいろご苦労もあったろうというふうに思います。議案等の全協への報告等についてもただ迷惑かけたわけですけれども、ただ一言申し上げておきたいというふうに思いますけども、基準の最後に何回も言いますように、基準の最後に議会運営委員会の最後の結末のやり方の問題をきちっとこう規定をしておりますので、議会運営委員会で決定をし、それを1回報告をして意見を聞いて、そして、それがまた再度必要であれば検討し直して、それで最終的なものとして次回報告をしたときにはそれはもうその議会決定、議会運営委員会の決定どおりに決定するということになっておりますので、それをだらだらだらだらいつまでも持っていかないように、特に議長の判断はそういう決まり事は決まり事でちゃんとしていただくということではないと、だらだらだらだらもう1年かかっても終わらないわけですので、そういうことでご配慮を頂きながら今後の議会運営をしていただければありがたいというふうに思うわけです。そういうことで最後のお礼に代えさせていただきたいというふうに思いますけども、何かまた他に意見があれば。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

執行部の発言の停止を求める陳情というのが上げられてるんですけど、この取り扱いはどうなっているんですか。議長宛てに出されて中身は執行部に回答の撤回と是正を求めるようなことなんですが、議運でどういうふうな対応をすればいいのかのを全く触れることがなかったんで、どうなるのかなと思って今ちょっと思っているところなんですが。

○委員長（岩永政則委員）

この点は私の方から回答しますけども、陳情については参考配布ということでちゃんと規定をしておりますので、規定どおり参考配布をして議員には配布をすると、議案と一緒に配布はされるということで従来取り扱いどおりであろうというふうに思います。事務局長、何かないですか。

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

参考配布をしてもう関わりを持たないということですよね。これは出した人がかわいそうな話ですよね、それであれば。

○委員長（岩永政則委員）

ただ今後検討する余地があるのが、長与の場合はそういう今私申し上げましたように参考配布にしてあるわけですね。従来参考配布で陳情についてはやろうということになってますから、これずっと慣例でやってます。ただよそについて聞けば請願のように、

請願と同じような取り扱いをして委員会に付託して、それで審査を行うというところも多々あるわけなんですね。だからその点は今後議運あたりで十分また検討していく必要があろうというふうには私個人では思っておりますけども、今期ではずっともう参考配布で、配布でそのまま終わりということとしてまいりましたけども、今後検討の余地があるんじゃないかなというふうに委員長としては思っています。

堤委員。

○委員（堤理志委員）

一般的な陳情であれば我々もそれを見て読み込んで理解をするとこなんですが、今回出されてる分については執行部の管理職の発言の訂正を求めるという内容で、しかも議会で行われたことであるから議会に多分出されたということですね。となればこのまま、私が気になるのはこのまま訂正を求められた本人の住民環境課長もこのことを知らない今までいいのかなと、この出された住民の方がただ配布しただけなのということになると議会不信を招くと思うので、私はこの方の趣旨が私は閑知する立場にないですからも、少なくともこの課長にこういうことで来てるよっていうのが伝わらないとまずいような気がするんですけどね。以上です。

○委員長（岩永政則委員）

局長。

○議会事務局長（青田浩二君）

こちらの陳情については町長部局の方にも来ておりまして、議会に対してはこの（2）ですね。次回の町議会において上記（1）を行政より発表し、さらに広報紙に掲載するとともにYouTubeで発信し全町民に周知することを求めるということで、議会にはその訂正があった場合はこういったことで周知をしてくださいという趣旨になるかと思います。

○委員長（岩永政則委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（岩永政則委員）

休憩前に引き続き委員会を行います。

別にございませんか。

以上をもちまして本日の議会運営委員会を終了いたします。

お疲れさまでした。

（閉会　12時47分）